

高山市中学校等各種大会派遣補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高山市の中学校又は義務教育学校後期課程に属する生徒の各種大会への参加に要する経費の一部に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、対象となる団体又は個人の経済的な負担の軽減を図ることを目的とし、その交付に関しては、高山市補助金交付規則（昭和34年高山市規則第5号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象等)

第2条 補助金の対象となる活動、補助金の対象者及び対象経費並びに補助金の額は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、各種大会への参加予定を事前に市長に報告した上で、大会参加後に高山市中学校等各種大会派遣補助金交付申請書（別記様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 大会の概要（開催日時及び予選通過後の大会であること等）がわかる書類
- (2) 大会申込書の写し等の出場者のわかる書類
- (3) 交通費等の領収書の写し
- (4) 他に参加費用の助成等がある場合は助成費用のわかる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第4条 市長は、前条に規定する交付申請があったときは、その内容を審査の上、補助金を交付すべきと決定したときは、速やかにその決定の内容を申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第5条 市長は、偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けた者に対し、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成31年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表（第2条関係）

補助金名	補助対象経費	補助金の額
高山市中学校等各種大会派遣補助金	1 対象となる大会 対象となる大会は、次の(1)から(3)までのうち予選大会等が開催されるもので、予選通過後の岐阜県大会、東海（地方）大会、全国大会とする。 (1) 中学校体育大会（中体連主催のもの） (2) 中学校吹奏楽コンクール（吹奏楽連盟が主催する全日本吹奏楽コンクールが本選となるもの） (3) その他市長が認める大会 ただし、1団体につき同一の主催による1大会までとする。 2 対象者 対象となる生徒、教職員・コーチ等は、次のとおりとする。 (1) 対象となる大会に、選手又は補欠として出場する権利を得た生徒とする。ただし、補欠の人数については、協議の上決定する。 (2) 学校活動における教職員等は、1団体につき2名までとする。ただし、10名未満の団体は、1名とする。 (3) 課外活動におけるコーチ等（高山市に本拠地があるクラブ活動に所属する者）は、1団体につき2名までとする。ただし、10名未満の団体は、1名とする。 3 対象経費 対象となる経費は、次の経費とし、他の機関又は団体等から負担を受けることができる経費を除く。 (1) 交通費 (2) 宿泊料 (3) 参加料 (4) その他必要と認めたもの	補助対象経費のうち、準・要保護生徒は全額、その他の生徒及び引率職員は2分の1以内の額

年 月 日

（あて先）高山市長

申請者 住所
 団体名
 氏名

高山市中学校等各種大会派遣補助金交付申請書

高山市中学校等各種大会派遣補助金交付要綱第3条に基づき、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

記

1 補助金交付申請額 円

- 2 添付書類
- (1) 大会の概要（開催日時及び予選通過後の大会であること等）がわかる書類
 - (2) 大会申込書の写し等の出場者のわかる書類
 - (3) 交通費等の領収書の写し
 - (4) 他に参加費用の助成等がある場合は助成費用のわかる書類
 - (5) その他

3 振込先

金融機関名	銀行・金庫 農協・組合	本店・支店 本所・支所
預金種目	普通 ・ 当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義		